

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年6月施行版)

令和6年6月

- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(1割負担)
- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(2割負担)
- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(3割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(1割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(2割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(3割負担)
- AF 介護予防ケアマネジメント

桜井市 高齢福祉課

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目					合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目									
A3	包括	2001 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合				1,176	90%	1月につき
A3		2002 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	1,058	90%	
A3		1001 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	〈2001～2002と算定〉				-12	90%	
A3		2003 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合				2,349	90%	
A3		2004 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	2,114	90%	
A3		1004 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	〈2003～2004と算定〉				-23	90%	
A3		2005 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合				3,727	90%	
A3		2006 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	3,354	90%	
A3		1007 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	〈2005～2006と算定〉				-37	90%	

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2011	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可				287	90%	1回につき
A3	2012	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	90%	
A3	2013	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可				287	90%	
A3	2014	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	90%	
A3	2015	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可				287	90%	
A3	2016	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	90%	
A3	1011	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	＜2011～2016と算定＞				-3	90%	

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2021	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可				220	90%	1回につき
A3	2022	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	90%	
A3	2023	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可				220	90%	
A3	2024	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	90%	
A3	2025	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可				220	90%	
A3	2026	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	90%	
A3	1021	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	＜2021～2026と算定＞				-2	90%	

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2031	訪問型サービス初回加算							200	90%	1月につき
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)							100	90%	
A3	2033	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)							200	90%	
A3	2034	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可						50	90%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2041	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	304	90%
A3	2042	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	278	90%
A3	2043	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	226	90%
A3	2044	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	180	90%
A3	2045	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 1	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	275	90%
A3	2046	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 2	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	258	90%
A3	2047	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 3	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	248	90%
A3	2048	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 4	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	232	90%
A3	2049	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 5	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	229	90%
A3	2050	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 6	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	203	90%
A3	2051	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 7	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	203	90%
A3	2052	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 8	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	196	90%
A3	2053	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 9	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	176	90%
A3	2054	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 10	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	173	90%
A3	2055	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 11	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	150	90%
A3	2056	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 12	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	147	90%
A3	2057	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 13	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	124	90%
A3	2058	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 14	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2001～2006と算定＞	94	90%

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

[illegible]

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	2081	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	54	90%	1回につき
A3	2082	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	49	90%	
A3	2083	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	40	90%	
A3	2084	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	32	90%	
A3	2085	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ1	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	49	90%	
A3	2086	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ2	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	46	90%	
A3	2087	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ3	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	44	90%	
A3	2088	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ4	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	41	90%	
A3	2089	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ5	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	40	90%	
A3	2090	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ6	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	36	90%	
A3	2091	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ7	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	36	90%	
A3	2092	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ8	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	35	90%	
A3	2093	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ9	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	31	90%	
A3	2094	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ10	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	31	90%	
A3	2095	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ11	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	27	90%	
A3	2096	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ12	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	26	90%	
A3	2097	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ13	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	22	90%	
A3	2098	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ14	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	17	90%	

3 訪問型サービス(独自/定率) サービスコード表(2割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目						合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目										
A3	包括	2101 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					1,176	80%	1月につき
A3		2102 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	1,058	80%		
A3		1101 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	〈2101～2102と算定〉					-12	80%	
A3		2103 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					2,349	80%	
A3		2104 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	2,114	80%		
A3		1104 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	〈2103～2104と算定〉					-23	80%	
A3		2105 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					3,727	80%	
A3		2106 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	3,354	80%		
A3		1107 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	〈2105～2106と算定〉					-37	80%	

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2111	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可				287	80%	1回につき
A3		2112	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	80%	
A3		2113	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可				287	80%	
A3		2114	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	80%	
A3		2115	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可				287	80%	
A3		2116	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	80%	
A3		1111	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	〈2111～2116と算定〉				-3	80%	

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2121	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可				220	80%	1回につき
A3		2122	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	80%	
A3		2123	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可				220	80%	
A3		2124	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	80%	
A3		2125	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可				220	80%	
A3		2126	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	80%	
A3		1121	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	〈2121～2126と算定〉				-2	80%	

●加算用サービスコード1(共通)

A3		2131 訪問型サービス初回加算						200	80%	1月につき
A3		2132 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)						100	80%	
A3		2133 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)						200	80%	
A3		2134 訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可					50	80%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2141	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	304	80%
A3	2142	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	278	80%
A3	2143	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	226	80%
A3	2144	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	180	80%
A3	2145	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 1	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	275	80%
A3	2146	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 2	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	258	80%
A3	2147	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 3	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	248	80%
A3	2148	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 4	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	232	80%
A3	2149	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 5	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	229	80%
A3	2150	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 6	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	203	80%
A3	2151	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 7	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	203	80%
A3	2152	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 8	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	196	80%
A3	2153	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 9	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	176	80%
A3	2154	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 10	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	173	80%
A3	2155	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 11	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	150	80%
A3	2156	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 12	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	147	80%
A3	2157	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 13	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	124	80%
A3	2158	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 14	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101～2106と算定>	94	80%

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

[illegible]

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	2181	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	54	80%	1回につき
A3	2182	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	49	80%	
A3	2183	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	40	80%	
A3	2184	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	32	80%	
A3	2185	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ1	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	49	80%	
A3	2186	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ2	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	46	80%	
A3	2187	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ3	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	44	80%	
A3	2188	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ4	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	41	80%	
A3	2189	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ5	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	40	80%	
A3	2190	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ6	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	36	80%	
A3	2191	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ7	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	36	80%	
A3	2192	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ8	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	35	80%	
A3	2193	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ9	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	31	80%	
A3	2194	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ10	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	31	80%	
A3	2195	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ11	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	27	80%	
A3	2196	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ12	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	26	80%	
A3	2197	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ13	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	22	80%	
A3	2198	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ14	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2121～2126と算定〉	17	80%	

3 訪問型サービス(独自/定率) サービスコード表(3割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード		サービス名称	算定項目							合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目											
A3	包括	2201 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					1,176	70%	1月につき	
A3		2202 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			×	90%	1,058		70%
A3		1201 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	〈2201～2202と算定〉					-12	70%		
A3		2203 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					2,349	70%		
A3		2204 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			×	90%	2,114		70%
A3		1204 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	〈2203～2204と算定〉					-23	70%		
A3		2205 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合					3,727	70%		
A3		2206 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			×	90%	3,354		70%
A3		1207 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	〈2205～2206と算定〉					-37	70%		

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2211	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可				287	70%	
A3		2212	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	70%	
A3		2213	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可				287	70%	
A3		2214	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	70%	1回につき
A3		2215	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可				287	70%	
A3		2216	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258	70%	
A3		1211	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2211～2216と算定>				-3	70%	

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2221	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可				220	70%	
A3		2222	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	70%	
A3		2223	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可				220	70%	
A3		2224	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	70%	1回につき
A3		2225	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可				220	70%	
A3		2226	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	70%	
A3			1221	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2221～2226と算定>				-2	70%

●加算用サービスコード1(共通)

A3		2231 訪問型サービス初回加算						200	70%	1月につき
A3		2232 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)						100	70%	
A3		2233 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)						200	70%	
A3		2234 訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可					50	70%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2241	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	304	70%
A3	2242	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	278	70%
A3	2243	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	226	70%
A3	2244	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	180	70%
A3	2245	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 1	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	275	70%
A3	2246	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 2	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	258	70%
A3	2247	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 3	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	248	70%
A3	2248	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 4	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	232	70%
A3	2249	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 5	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	229	70%
A3	2250	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 6	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	203	70%
A3	2251	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 7	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	203	70%
A3	2252	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 8	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	196	70%
A3	2253	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 9	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	176	70%
A3	2254	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 10	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	173	70%
A3	2255	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 11	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	150	70%
A3	2256	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 12	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	147	70%
A3	2257	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 13	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	124	70%
A3	2258	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ 14	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201～2206と算定>	94	70%

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

[illegible]

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2281	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	54	70%	1回につき
A3		2282	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	49	70%	
A3		2283	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	40	70%	
A3		2284	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	32	70%	
A3		2285	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ1	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	49	70%	
A3		2286	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ2	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	46	70%	
A3		2287	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ3	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	44	70%	
A3		2288	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ4	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	41	70%	
A3		2289	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ5	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	40	70%	
A3		2290	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ6	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	36	70%	
A3		2291	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ7	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	36	70%	
A3		2292	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ8	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	35	70%	
A3		2293	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ9	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	31	70%	
A3		2294	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ10	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	31	70%	
A3		2295	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ11	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	27	70%	
A3		2296	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ12	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	26	70%	
A3		2297	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ13	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	22	70%	
A3		2298	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ14	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	17	70%	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3101 予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7		3102 予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7		3103 予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	90%	
A7		3104 予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	90%	
A7		1501 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-18	90%	
A7		1502 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-18	90%	
A7		1503 予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-376	90%	
A7	回数	3111 予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	90%	1回につき
A7		3112 予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	90%	
A7		3113 予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	
A7		3114 予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	
A7		1511 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-4	90%	
A7		1512 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-4	90%	
A7		1513 予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-94	90%	

◎加算

A7	包括	3121 予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	90%	1月につき
A7		3122 予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	90%	
A7		3124 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7		3125 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7		3126 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	90%	
A7		3127 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	90%	
A7		3131 予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7		3133 予防型デイサービス事業所評価加算			120	90%	
A7		3134 予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	
A7		3135 予防型デイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7		3136 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	90%	
A7		3137 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	90%	
A7		3138 予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	
A7		3141 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	88	90%	
A7		3142 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	72	90%	
A7		3143 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	24	90%	
A7	回数	3144 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	22	90%	1回につき
A7		3145 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	18	90%	
A7		3146 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	6	90%	

○処遇改善加算

[illegible]

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード	サービス名称	算定項目	合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目				
A7	3201 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1 ※6回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7	3202 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2 ※11回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7	1521 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	-18	90%	
A7	1522 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	-18	90%	
A7	3211 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1 ※5回まで算定可	349	90%	1回につき
A7	3212 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2 ※10回まで算定可	353	90%	
A7	1531 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	-3	90%	
A7	1532 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	-3	90%	

◎加算

A7	3232 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算		50	90%	1月につき
A7	3233 機能訓練デイサービス栄養改善加算		200	90%	
A7	3234 機能訓練デイサービス一體的サービス提供加算		480	90%	
A7	3236 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ		150	90%	
A7	3237 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ		160	90%	
A7	3238 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可	100	90%	
A7	3239 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	90%	
A7	3250 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算		40	90%	1月につき

○処遇改善加算

A7	3251 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	167	90%	1月につき
A7	3252 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	163	90%	
A7	3253 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	145	90%	
A7	3254 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	116	90%	
A7	3255 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	147	90%	
A7	3256 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	138	90%	
A7	3257 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	143	90%	
A7	3258 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	134	90%	
A7	3259 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	118	90%	
A7	3260 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	114	90%	
A7	3261 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	102	90%	
A7	3262 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	125	90%	
A7	3263 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	98	90%	
A7	3264 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	82	90%	
A7	3265 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	96	90%	
A7	3266 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	78	90%	
A7	3267 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	80	90%	1回につき
A7	3268 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること <3201～3202と算定>	60	90%	
A7	3271 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	32	90%	
A7	3272 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	32	90%	
A7	3273 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	28	90%	
A7	3274 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	23	90%	
A7	3275 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	29	90%	
A7	3276 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	27	90%	
A7	3277 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	28	90%	
A7	3278 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	26	90%	
A7	3279 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	23	90%	
A7	3280 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	22	90%	
A7	3281 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	20	90%	
A7	3282 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	24	90%	
A7	3283 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	19	90%	
A7	3284 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	16	90%	
A7	3285 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	19	90%	
A7	3286 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	15	90%	
A7	3287 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	16	90%	
A7	3288 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可 <3211～3212と算定>	12	90%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	給付 率	算定 単位	
種類	項目								
包括	A7	3301 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可			1798	90%	1月につき
	A7	3302 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可			3621	90%	
	A7	1541 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3301～3302と算定>	-18	90%	
	A7	1542 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3301～3302と算定>	-18	90%	
回数	A7	3311 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可			289	90%	1回につき
	A7	3312 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可			291	90%	
	A7	1551 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3311～3312と算定>	-3	90%	
	A7	1552 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3311～3312と算定>	-3	90%	
A7	3321 ミニデイ入浴加算	<u>※桜井市独自設定加算</u>				50	90%	1回につき	
A7	3332 ミニデイサービス栄養アセスメント加算					50	90%	1月につき	
A7	3333 ミニデイサービス栄養改善加算					200	90%		
A7	3336 ミニデイサービス一体的サービスの提供加算					480	90%		
A7	3337 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ					150	90%		
A7	3338 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ					160	90%		
A7	3339 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算					40	90%		

○処遇改善加算

A7	包括	3351 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	167	90%	1月につき
A7		3352 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	163	90%	
A7		3353 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	145	90%	
A7		3354 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	116	90%	
A7		3355 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	147	90%	
A7		3356 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	138	90%	
A7		3357 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	143	90%	
A7		3358 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	134	90%	
A7		3359 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	118	90%	
A7		3360 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	114	90%	
A7		3361 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	102	90%	
A7		3362 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	125	90%	
A7		3363 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	98	90%	
A7		3364 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	82	90%	
A7		3365 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	96	90%	
A7		3366 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	78	90%	
A7		3367 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	80	90%	
A7		3368 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3301～3302と算定>	60	90%	
A7	回数	3371 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	27	90%	1回につき
A7		3372 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	26	90%	
A7		3373 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	23	90%	
A7		3374 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	19	90%	
A7		3375 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	24	90%	
A7		3376 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	22	90%	
A7		3377 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	23	90%	
A7		3378 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	22	90%	
A7		3379 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	19	90%	
A7		3380 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	18	90%	
A7		3381 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	16	90%	
A7		3382 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	20	90%	
A7		3383 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	16	90%	
A7		3384 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	13	90%	
A7		3385 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	15	90%	
A7		3386 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	13	90%	
A7		3387 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	13	90%	
A7		3388 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3311～3312と算定>	10	90%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

(1) 予防型ディサービス

◎基本報酬

サービスコード			サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類		項目						
A7		3401	予防型ディサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7		3402	予防型ディサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7		3403	予防型ディサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	80%	
A7	包括	3404	予防型ディサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	80%	
A7		1601	予防型ディサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-18	80%	
A7		1602	予防型ディサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-18	80%	
A7		1603	予防型ディサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-376	80%	
A7		3411	予防型ディサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	80%	1回につき
A7		3412	予防型ディサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	80%	
A7		3413	予防型ディサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	
A7	回数	3414	予防型ディサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	
A7		1611	予防型ディサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-4	80%	
A7		1612	予防型ディサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-4	80%	
A7		1613	予防型ディサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-94	80%	

◎加算

A7		3421	予防型ディサービス若年性認知症受入加算			240	80%	1月につき
A7		3422	予防型ディサービス生活機能向上グループ活動加算			100	80%	
A7		3424	予防型ディサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7		3425	予防型ディサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7		3426	予防型ディサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7		3427	予防型ディサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	80%	
A7		3431	予防型ディサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7		3433	予防型ディサービス事業所評価加算			120	80%	
A7		3434	予防型ディサービス栄養アセスメント加算			50	80%	
A7		3435	予防型ディサービス栄養改善加算			200	80%	
A7		3436	予防型ディサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	80%	
A7		3437	予防型ディサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	80%	
A7		3438	予防型ディサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	
A7		3441	予防型ディサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	88	80%	1月につき
A7	包括	3442	予防型ディサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	72	80%	
A7		3443	予防型ディサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	24	80%	
A7		3444	予防型ディサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	22	80%	1回につき
A7	回数	3445	予防型ディサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	18	80%	
A7		3446	予防型ディサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	6	80%	

○処遇改善加算

[illegible]

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目							
A7	包括	3501 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可		1798	80%	1月につき
A7		3502 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可		3621	80%	
A7		1621 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	-18	80%	
A7		1622 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>	-18	80%	
A7	回数	3511 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可		349	80%	1回につき
A7		3512 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可		353	80%	
A7		1631 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	-3	80%	
A7		1632 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>	-3	80%	
A7		3522 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算				50	80%	1月につき
A7		3533 機能訓練デイサービス栄養改善加算				200	80%	
A7		3534 機能訓練デイサービス一時的サービス提供加算				480	80%	
A7		3536 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150	80%	
A7		3537 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160	80%	
A7		3538 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※ 3月に1回のみ算定可			100	80%	
A7		3539 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200	80%	
A7		3550 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算				40	80%	

○処遇改善加算

A7	包括	3551 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		167	80%	1月につき
A7		3552 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		163	80%	
A7		3553 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		145	80%	
A7		3554 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		116	80%	
A7		3555 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		147	80%	
A7		3556 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		138	80%	
A7		3557 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		143	80%	
A7		3558 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		134	80%	
A7		3559 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		118	80%	
A7		3560 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		114	80%	
A7		3561 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		102	80%	
A7		3562 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		125	80%	
A7		3563 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		98	80%	
A7		3564 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		82	80%	
A7		3565 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		96	80%	
A7		3566 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		78	80%	
A7		3567 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		80	80%	
A7		3568 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3501～3502と算定>		60	80%	
A7	回数	3571 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		32	80%	1回につき
A7		3572 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		32	80%	
A7		3573 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		28	80%	
A7		3574 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		23	80%	
A7		3575 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		29	80%	
A7		3576 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		27	80%	
A7		3577 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		28	80%	
A7		3578 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		26	80%	
A7		3579 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		23	80%	
A7		3580 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		22	80%	
A7		3581 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		20	80%	
A7		3582 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		24	80%	
A7		3583 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		19	80%	
A7		3584 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		16	80%	
A7		3585 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		19	80%	
A7		3586 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		15	80%	
A7		3587 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		16	80%	
A7		3588 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3511～3512と算定>		12	80%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3601 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7		3602 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7		1641 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	-18 80%	
A7		1642 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	-18 80%	
A7	回数	3611 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	80%	1回につき
A7		3612 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	80%	
A7		1651 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	-3 80%	
A7		1652 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	-3 80%	
A7		3622 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算			50 80%	1回につき
A7		3632 ミニデイサービス栄養アセスメント加算				50 80%	1月につき
A7		3633 ミニデイサービス栄養改善加算				200 80%	
A7		3636 ミニデイサービス一体的サービスの提供加算				480 80%	
A7		3637 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150 80%	
A7		3638 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160 80%	
A7		3639 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算				40 80%	

○処遇改善加算

A7	包括	3651 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	167 80%	1月につき
A7		3652 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	163 80%	
A7		3653 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	145 80%	
A7		3654 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	116 80%	
A7		3655 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	147 80%	
A7		3656 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	138 80%	
A7		3657 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	143 80%	
A7		3658 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	134 80%	
A7		3659 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	118 80%	
A7		3660 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	114 80%	
A7		3661 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	102 80%	
A7		3662 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	125 80%	
A7		3663 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	98 80%	
A7		3664 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	82 80%	
A7		3665 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	96 80%	
A7		3666 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	78 80%	
A7		3667 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	80 80%	
A7		3668 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3601～3602と算定>	60 80%	
A7	回数	3671 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	27 80%	1回につき
A7		3672 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	26 80%	
A7		3673 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	23 80%	
A7		3674 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	19 80%	
A7		3675 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	24 80%	
A7		3676 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	22 80%	
A7		3677 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	23 80%	
A7		3678 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	22 80%	
A7		3679 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	19 80%	
A7		3680 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	18 80%	
A7		3681 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	16 80%	
A7		3682 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	20 80%	
A7		3683 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	16 80%	
A7		3684 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	13 80%	
A7		3685 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	15 80%	
A7		3686 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	13 80%	
A7		3687 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	13 80%	
A7		3688 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3611～3612と算定>	10 80%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

(1) 予防型デイサービス

◎基本報酬

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7		3701 予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7		3702 予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7		3703 予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	70%	
A7	包括	3704 予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	70%	
A7		1701 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-18	70%	
A7		1702 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-18	70%	
A7		1703 予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-376	70%	
A7		3711 予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	70%	1回につき
A7		3712 予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	70%	
A7		3713 予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	
A7	回数	3714 予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	
A7		1711 予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-4	70%	
A7		1712 予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-4	70%	
A7		1713 予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-94	70%	

◎加算

A7		3721 予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	70%	1月につき
A7		3722 予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	70%	
A7		3724 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%	
A7		3725 予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%	
A7		3726 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7		3727 予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	70%	
A7		3731 予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7		3733 予防型デイサービス事業所評価加算			120	70%	
A7		3734 予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	
A7		3735 予防型デイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7		3736 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	70%	
A7		3737 予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	70%	
A7		3738 予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	
A7		3741 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	88	70%	1月につき
A7	包括	3742 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	72	70%	
A7		3743 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	24	70%	
A7		3744 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	22	70%	1回につき
A7	回数	3745 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	18	70%	
A7		3746 予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	6	70%	

○処遇改善加算

[illegible]

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		項目	サービス名称		算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位	
種類										
A7	包括	3801	機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可		1798	70%	1月につき	
A7		3802	機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可		3621	70%		
A7		1721	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3801～3802と算定>	-18		70%
A7		1722	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3801～3802と算定>	-18		70%
A7	回数	3811	機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可		349	70%	1回につき	
A7		3812	機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可		353	70%		
A7		1731	機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可			<3811～3812と算定>	-3		70%
A7		1732	機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可			<3811～3812と算定>	-3		70%
A7		3822	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算				50	70%	1月につき	
A7		3823	機能訓練デイサービス栄養改善加算				200	70%		
A7		3824	機能訓練デイサービス一体的サービスの提供加算				480	70%		
A7		3826	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150	70%		
A7		3827	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160	70%		
A7		3828	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可			100	70%		
A7		3829	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200	70%		
A7		3840	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算				40	70%		

○処遇改善加算

A7	包括	3851 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	167	70%	1月につき
A7		3852 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	163	70%	
A7		3853 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	145	70%	
A7		3854 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	116	70%	
A7		3855 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	147	70%	
A7		3856 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	138	70%	
A7		3857 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	143	70%	
A7		3858 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	134	70%	
A7		3859 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	118	70%	
A7		3860 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	114	70%	
A7		3861 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	102	70%	
A7		3862 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	125	70%	
A7		3863 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	98	70%	
A7		3864 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	82	70%	
A7		3865 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	96	70%	
A7		3866 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	78	70%	
A7	3867 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	80	70%		
A7	3868 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	60	70%		
A7	回数	3871 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	32	70%	1回につき
A7		3872 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	32	70%	
A7		3873 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	28	70%	
A7		3874 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	23	70%	
A7		3875 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	29	70%	
A7		3876 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	27	70%	
A7		3877 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	28	70%	
A7		3878 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	26	70%	
A7		3879 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	23	70%	
A7		3880 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	22	70%	
A7		3881 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	20	70%	
A7		3882 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	24	70%	
A7		3883 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	19	70%	
A7		3884 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	16	70%	
A7		3885 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	19	70%	
A7		3886 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	15	70%	
A7	3887 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	16	70%		
A7	3888 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	12	70%		

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位	
種類	項目							
A7	包括	3901 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき	
A7		3902 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	70%		
A7		1741 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3901～3902と算定>	-18		70%
A7		1742 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3901～3902と算定>	-18		70%
A7	回数	3911 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	70%	1回につき	
A7		3912 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	70%		
A7		1751 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3911～3912と算定>	-3		70%
A7		1752 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		<3911～3912と算定>	-3		70%
A7		3921 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	70%	1回につき	
A7		3932 ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	1月につき	
A7		3933 ミニデイサービス栄養改善加算			200	70%		
A7		3936 ミニデイサービス一體的サービスのサービス提供加算			480	70%		
A7		3937 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%		
A7		3938 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%		
A7		3939 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%		

○処遇改善加算

A7	包括	3951 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	167	70%	1月につき
A7		3952 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	163	70%	
A7		3953 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	145	70%	
A7		3954 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	116	70%	
A7		3955 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	147	70%	
A7		3956 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	138	70%	
A7		3957 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	143	70%	
A7		3958 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	134	70%	
A7		3959 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	118	70%	
A7		3960 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	114	70%	
A7		3961 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	102	70%	
A7		3962 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	125	70%	
A7		3963 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	98	70%	
A7		3964 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	82	70%	
A7		3965 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	96	70%	
A7		3966 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	78	70%	
A7		3967 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	80	70%	
A7		3968 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3901～3902と算定＞	60	70%	
A7	回数	3971 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	27	70%	1回につき
A7		3972 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	26	70%	
A7		3973 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	23	70%	
A7		3974 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	19	70%	
A7		3975 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ1(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	24	70%	
A7		3976 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ2(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	22	70%	
A7		3977 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ3(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	23	70%	
A7		3978 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ4(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	22	70%	
A7		3979 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ5(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	19	70%	
A7		3980 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ6(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	18	70%	
A7		3981 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ7(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	16	70%	
A7		3982 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ8(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	20	70%	
A7		3983 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ9(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	16	70%	
A7		3984 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ10(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	13	70%	
A7		3985 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ11(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	15	70%	
A7		3986 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ12(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	13	70%	
A7		3987 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ13(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	13	70%	
A7		3988 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅴ14(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3911～3912と算定＞	10	70%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	算定 単位
種類	項目				
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	442	1月につき
AF	2300	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	442	
AF	2501	初回加算	初回加算	300	
AF	2502	委託連携加算	委託連携加算	300	
AF	2601	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	-4	
AF	2602	業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	-4	